

富士見市と三井ショッピングパーク ららぽーと富士見との
美化推進に関する協定書

平成27年4月9日

富 士 見 市

三井不動産株式会社

富士見市と三井ショッピングパーク ららぽーと富士見との
美化推進に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下「乙」という。）との間において、まちぐるみで環境美化の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士見市をきれいにする条例第14条に規定された富士見市美化推進計画に基づき、甲及び乙が連携することにより、まちぐるみで環境美化の推進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第2条 甲及び乙は環境美化の推進を図るにあたり、双方の求めに応じて協議を行うものとする。

（環境活動の広報等）

第3条 乙はイベントの開催などを通じて、環境活動をPRするものとする。

（地域の美化活動）

第4条 乙は地域の一員として周辺環境の美化に努めるものとし、甲は乙の求めに応じてそれを支援するものとする。

（廃棄物の減量化）

第5条 乙は甲の掲げる循環型社会の構築に向けて、廃棄物の資源化と排出抑制に努めるものとする。

（来場者への周知）

第6条 乙は地域の美化推進に関し、甲と連携して来場者に対する周知を図るものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方署名押印の上、各々その1通を保有する。

平成27年4月9日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野 信吾 (直筆)

乙 東京都中央区銀座6丁目17番1号
三井不動産株式会社
執行役員商業施設本部副本部長兼商業施設運用部長
広川 義浩 (直筆)